

第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

3 誰もが教育を受けることができる社会づくりについて

( 1 ) 教育機会の確保

(教育庁、総務部)

2023年6月21日(水)

## (1) 教育機会の確保

### 1 現状と課題

#### (小中学校)

- 学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされている。
- このため、各市町村では、経済的な理由により就学が困難と認められる公立小中学校等の児童生徒又は就学予定者の保護者に対して、就学に必要な経費を援助している。
- 公立小中学校においては、毎年一定数の就学援助を必要とする児童生徒がいるため、制度の周知を図り、活用を促していく必要がある。
- 私立小中学校についても、意志ある児童・生徒が、経済状況に関わらず学びの場を選択できるようにする必要があるため、低所得者世帯等を対象に授業料に係る支援を行っている。

#### 【就学援助対象者数の推移】

年度	公立小中学校 児童生徒数 (A)人	要保護児童生徒数 (B)人	準要保護児童生徒数 (C)人	就学援助対象者数 (B)+(C)=(D)人	児童生徒に対する 比率 (D)/(A)*100%
2021	210,291	949	16,247	17,196	8.18
2020	214,096	976	16,111	17,087	7.98
2019	217,271	1,090	15,815	16,905	7.78
2018	220,652	1,139	16,010	17,149	7.77
2017	224,278	1,199	15,543	16,742	7.46

#### (特別支援学校)

- 特別支援学校に在籍する児童生徒数は増加傾向にあり、障害の重度・重複化や多様化なども進んでいる。
- 家庭の経済的状況を踏まえ、特別支援教育就学奨励費補助制度の適切な運用を通じ、教育費の負担軽減を図る必要がある。

### 2 施策の方向性

#### (公立小中学校)

- 県では、市町村が実施する就学援助事業について、県教育委員会ホームページや広報紙への掲載など周知を行い、教育機会の確保に努めている。

#### 【周知実績】

- ・ 県教育委員会ホームページへの掲載  
「小学生・中学生の就学に関する経済的支援について」
- ・ 教育広報紙「教育いばらき」(年1回)

550号（令和4年2月）、553号（令和5年2月）に掲載

【市町村の就学援助制度について】

	要保護者	準要保護者
実施主体	市町村	市町村
対象者	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者	要保護者への就学援助に準じて各市町村が規定
対象経費	学用品費等 （学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、通学費、修学旅行費） 医療費 学校給食費  ※修学旅行費、医療費以外は、原則として生活保護における教育扶助で援助されている。	
国庫補助	国庫補助あり  国 1/2（要保護児童生徒援助費補助金） 市町村 1/2（交付税措置あり）	国庫補助なし  市町村 10/10（交付税措置あり） ※平成17年度より税源移譲

（特別支援学校）

- 県及び市町村の設置する特別支援学校へ就学する幼児、児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その世帯の収入に応じて、就学に要する経費について、その全部又は一部を支弁している。

【特別支援教育就学奨励費補助】

＜補助対象経費＞

- ・教科用図書購入費      ・学校給食費      ・交通費（通学、帰省）
- ・寄宿舍居住に伴う経費      ・修学旅行費      ・職場実習費
- ・学用品購入費      ・オンライン学習通信費      など

＜補助率＞

保護者等の属する同一生計世帯全体の収入額・需要額により支弁区分（補助率）をⅠ・Ⅱ・Ⅲから決定する。

支弁区分Ⅰ・・・実費の全額支弁（上限有）

支弁区分Ⅱ・・・半額支弁（Ⅰの1/2の金額で上限有）

支弁区分Ⅲ・・・教科書費・通学費・帰省費のみ支弁

### (私立小中学校)

- 県では、低所得世帯や家計急変世帯に対する授業料減免事業を行う学校法人に対し補助を行っている。

#### 【私立小中学校等授業料軽減について】

対象者	低所得世帯	家計急変世帯
要件	年収 400 万円未満かつ保有資産額 700 万円未満	入学後に家計急変して年収 400 万円未満かつ保有資産 700 万円未満になった場合
補助上限額	336,000 円 (県 9/10、学校 1/10)	336,000 円 (国 1/2、県 1/2)

### 3 今後の対応・改善の方向

- 公立小中学校においては、毎年一定数の就学援助を必要とする児童生徒がいるため、引き続き、積極的に保護者等に対して制度の周知を図るとともに、市町村に対しては適切な運用やきめ細かな広報等の取組を促していく。
- 教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、障害のある幼児、児童又は生徒の特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるため、引き続き就学に係る経費について支援を行っていく。
- 私立小中学校についても、意志ある児童・生徒が、経済状況に関わらず学びの場を選択できるよう、引き続き、低所得世帯等を対象に授業料軽減に係る支援を行っていく。

第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

- 3 誰もが教育を受けることができる社会づくりについて
- (2) 奨学金貸与制度の充実や家庭の教育費負担の軽減

(教育庁、産業戦略部)

2023年6月21日(水)

## (2) 奨学金貸与制度の充実や家庭の教育費負担の軽減

### 1 現状と課題

- 文部科学省の調査によると、1年間の学習費は公立高等学校（全日制）で約51万3千円・私立高等学校（全日制）で約105万円となっており、また、大学の1年間の学生生活費は、国立大学で約143万円・私立大学で約192万円となっている。
- 勉学意欲のある生徒の進学が経済的な理由によって阻害されることがないように、奨学金貸与事業の実施が必要である。

### 2 施策の方向性

- 経済的理由で修学が困難な学生・生徒に対し、教育を受ける機会を保障するため、無利子で学資を貸与し、有為な人材の育成を図っている。

名 称	対 象	貸与月額	基準等	貸与者数 (2022実績)
茨城県奨学資金	大学・短期大学 専修学校（専門 課程）	奨学金（月額貸与） 自 宅 36,000 円 自宅外 40,000 円	成績基準 家計基準	新規 63 人 継続 93 人 合計 156 人
		入学一時金 240,000 円 〔卒業後、県内に 居住・就業で返還 免除〕	成績基準 家計基準	4 人
茨城県高等学校 等奨学資金	高等学校 中等教育学校 （後期課程） 高等専門学校	（公立） 自 宅 18,000 円 自宅外 23,000 円 （私立）	家計基準	33 人
茨城県育英奨学 資金	高等学校 中等教育学校 （後期課程） 特別支援学校 （高等部） 専修学校（高等 課程）	自 宅 30,000 円 自宅外 35,000 円	成績基準 家計基準	新規 27 人 継続 41 人 合計 68 人
茨城県高等学校 定時制課程及び 通信制課程修学 奨励資金	高等学校（定時 制・通信制課程） の勤労青少年	14,000 円 〔卒業等により〕 返還免除	家計基準 経常的収入を得 る職に就労	27 人

### 3 今後の対応・改善の方向

- 意志ある子どもが安心して教育を受けられるよう、引き続き奨学金の貸与事業を継続していくとともに、国や県が取り組んでいる支援制度が活用されるよう周知していく。

参考：奨学金の返還支援について【産業戦略部】

名 称	対 象	助成総額	基準等	実績 (2022年度末)
茨城県奨学金返還支援助成金*	<p>(独) 日本学生支援機構の「給付型奨学金」の受給要件を満たしながらも、学校推薦枠から外れた生徒で、貸与型奨学金の貸与を受けた者</p> <p>(対象年度) 2017年度卒 2018年度卒</p>	<p>(4年制・公立) 自 宅 960 千円 自宅外 1,440 千円</p> <p>(4年制・私立) 自 宅 1,440 千円 自宅外 1,920 千円 等</p>	<p>①大学等を卒業後に、県内企業等正規雇用に就職すること。</p> <p>②10年間定住することを目的として県内に住所を有すること。</p>	<p>支援対象認定者数：27名</p> <p>交付決定者：2名</p>

※2019年度に国の給付型奨学金の学校推薦枠の制限がなくなり、対象者がいなくなったため、新規対象者の募集を終了している。

第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

3 誰もが教育を受けられることができる社会づくりについて

(3) 就学前教育・家庭教育の推進

(教育庁)

2023年6月21日(水)



### (3) 就学前教育・家庭教育の推進

#### 1 現状と課題

- 幼児教育では、遊びや生活を通して、非認知能力等学びの基盤となる資質能力を培っており、小学校教育では幼児教育で培った力を、教科学習で更に伸ばしていくことが重要である。幼児教育と小学校教育では、生活や指導方法などの違いがあるため、家庭とも連携しながら、子どもの育ちや学びを連続的にとらえる必要がある。
- 共働き世帯の増加や生活環境の変化などにより、保護者の価値観が多様化している。子育てに不安や悩みを抱える保護者もいることから、子どもの教育に第一義的責任を有する保護者に対して、家庭教育について学ぶ場や機会、情報を提供する必要がある。

【参考】市町村における接続カリキュラム編成・検討の状況（2022年度）※全国：文科省調査

項目	本県	全国(2021年度)
接続カリキュラムを実施し、更に改善に向けた検討が行われている	36.4%	7.9%
接続カリキュラムを編成・実施している	63.6%	23.8%
年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない	0	37.6%
連携・接続に着手したいが、まだ検討中	0	8.1%
連携の予定・計画がまだない	0	13.6%

【参考】県ネットリサーチ結果（2021年度）

地域で家庭教育を支援するために、どのような取組が効果的だと思いますか。(上位回答)

回答	割合
子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること	56.1%
子どもと一緒に遊ぶ人や場があること	48.5%
子どもの防犯のための声掛けや登下校の見守りをする人がいること	46.6%
子育てに関することを学ぶ場があること	43.5%
子育てに関する情報を提供する人や場があること	41.0%

#### 2 施策の方向性

##### (1) 就学前教育・家庭教育推進事業

###### ① 施策ねらい

就学前教育・家庭教育推進アクションプランに基づき、幼児教育と小学校教育の円滑な接続や子どもの育ちについての理解を図り、就学前教育及び家庭教育の一体的な推進に努める。

###### ② 実施状況

- 就学前教育・家庭教育推進動画の作成
  - ・ 家庭や地域、社会全体で就学前教育・家庭教育について学ぶ機会の提供
- 幼児教育の推進体制構築に向けた人材の育成
  - ・ 市町村幼児教育担当者研修

- ・ 保幼小接続担当者研修
- 市町村への個別支援
  - ・ 市町村への相談対応や協議会等への講師派遣
  - ・ 市町村への情報提供

## (2) 家庭の教育力向上プロジェクト事業

### ① 施策ねらい

保護者に子育てに関する情報を提供し、家庭教育の重要性を啓発するとともに、家庭教育を推進する人材を育成することにより、家庭の教育力の向上を図る。

### ② 実施状況

- 「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報・啓発
  - ・ 「家庭教育応援ナビ」への条例バナーの掲載
- 「家庭教育応援ナビ」による学びの機会と情報の提供
  - ・ 子育てマンガ、子育てに役立つ動画、家庭教育支援資料、家庭教育コラム、子育て相談Q&A、ツイッターによる情報発信 等
- 子どもの発達段階に応じた「家庭教育支援資料」の活用
  - ・ 「子育てアドバイスブック ひよこ（0～5歳）」「子育てアドバイスブック クローバー（就学前～小学4年）」「家庭教育ブック つばさ（小学4年～6年）」を保健センター等での健康診断や幼児教育施設、学校で開催する家庭教育学級等で活用
  - ・ 外国語版（英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、やさしい日本語）を外国籍の保護者が参加する家庭教育学級等で活用
- 家庭教育を推進する人材の育成
  - ・ 家庭教育推進員資質向上研修
  - ・ 外国籍家庭支援員研修

【参考】「家庭教育応援ナビ」アクセス数

	2022年度	2021年度	累計(2016.11月～)
アクセス数	月平均 55,939回	月平均 34,919回	1,140,433回

## (3) 地域で支える家庭の教育力向上事業

### ① 施策ねらい

子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援等、幅広い支援を行うことで家庭教育の支援体制を構築する。

### ② 実施状況

- 就学前教育・家庭教育推進協議会の開催
  - ・ 就学前教育・家庭教育推進アクションプランの進行管理
  - ・ 就学前教育及び家庭教育の総合的な推進方策の検討
- 家庭教育を推進する人材の育成
  - ・ 市町村家庭教育支援担当者研修
  - ・ 家庭教育関係基礎研修

- ・ 訪問型家庭教育支援員資質向上研修
- 家庭教育支援体制の構築
  - ・ 各市町村における子育て支援団体や子育てサークル等に対する家庭教育支援チーム（文部科学省）への登録を働きかけ
- 訪問型家庭教育支援
  - ・ 地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援の活動等に対する補助
  - ・ 課題別（不登校等）専門家の市町村への派遣及び相談対応
  - ・ 補助率：国 1 / 3、県 1 / 3（市町村 1 / 3）

【参考】事業実施市町村（2023年度）

地区	市町村名
水戸	水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、小美玉市、大洗町
県北	高萩市
鹿行	鹿嶋市、潮来市、行方市、銚田市
県南	土浦市、石岡市、取手市、牛久市、稲敷市、美浦村、河内町
県西	結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町
計	26市町村

【参考】相談内容と改善率（2022年度）

相談内容	支援家庭数	改善家庭数	改善率
子の成長や病気	62	56	90.3%
子育て・学校生活	133	120	90.2%
不登校（園）	80	59	73.8%
その他	79	68	86.1%
合計	354	303	85.6%

### 3 今後の対応・改善の方向

- 保幼小の接続については、各市町村に管理職向けの研修会や保育参観を実施するように働きかけたり、県で研修動画を作成・配信したりすることで、市町村による組織的な取組を支援する。
- 国の「幼保小の架け橋プログラム」について周知し、現在の接続カリキュラムを見直し、改善する取組を推進する。
- 子育てに不安や悩みをもつ保護者に子育ての情報や相談先などを伝えるため、「家庭教育応援ナビ」による情報提供にさらに力を入れる。
- 訪問型家庭教育支援事業の成果を周知して実施市町村を増やしていくとともに、外国籍家庭の増加や多様化する保護者からの相談依頼に対応できるよう訪問型家庭教育支援員の資質を向上させ、保護者支援の充実を図る。

第2回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

3 誰もが教育を受けることができる社会づくりについて

(4) 特別支援教育等の充実

(教育庁)

2023年6月21日(水)

#### (4) 特別支援教育等の充実

##### 1 現状と課題

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒数が増加している。
- 小・中学校、高等学校等における、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導・支援の充実のため、校内支援体制の整備、通級による指導の更なる活用、担当教員の専門性向上など、特別支援教育の充実が求められている。
- 小・中学校、高等学校等における、個々の教育的ニーズに応じた適切な学びの場の十分な検討や指導・支援内容等に関する助言・援助の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の強化が求められている。
- 児童生徒数の増加に伴い、複数の学校で普通教室が不足しており、教育環境の改善が課題となっている。

(参考1) 児童生徒数の比較

(5月1日現在)

区 分			児童生徒数 (人)		
			2013年度	2022年度	増加率
小・中・高等学校	通級による指導	全国	77,882	183,880 <sup>※1</sup>	2.6倍
		茨城県	713	2,336 <sup>※1</sup>	3.7倍
	特別支援学級	全国	174,881	353,438	2.1倍
		茨城県	6,201	12,239	1.9倍
特別支援学校		全国	132,570	148,635	1.1倍
		茨城県	3,860	4,404	1.1倍

※1 2022年3月31日基準

(参考2) 通常の学級に在籍し「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合<sup>※2</sup>

区 分	小・中学校	高等学校
調査結果による推定値	8.8%	2.2%

※2 2022年12月文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」

(参考3) 総授業時数の半分以上を「交流及び共同学習」として通常の学級で指導を受ける特別支援学級在籍児童生徒の割合(10都道府県及び政令指定都市の抽出調査)<sup>※3、※4</sup>

小学校	中学校
54%	49%

※3 2022年4月文部科学省「令和3年度特別支援学級及び通級による指導の実態調査の結果」

※4 茨城県は調査対象外

(参考4) 児童生徒数及び不足教室数の推移(10年間)

(各年5月1日時点)

年度	2012	2021	2022	2022-2012
児童生徒数	3,577人	4,092人	4,209人	632人
不足教室数	132室 (11校)	92室 (12校)	90室 (11校)	▲42室 (-校)

※ ()内: 不足教室がある学校数(全23校)

## 2 施策の方向性

### (1) 小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実

#### ① 校内支援体制整備

特別支援教育コーディネーターを配置し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を学校全体で行い、校内支援体制を確立する。

#### ② 特別支援教育管理職研修

特別支援教育に対する校内支援体制の充実のため、新任の小・中学校、高等学校校長等を対象に、県立知的障害特別支援学校 15 校を会場に体験的な研修会を実施する。

#### ③ 特別支援教育コーディネーターの指名

全ての高等学校等において、教員の中から指名し、併せて校内委員会を設置している。特別支援教育コーディネーターは、校内委員会及び校内研修の企画・運営、担任への支援、保護者との相談、関係機関との連携等を行っている。

#### ④ 通級による指導実施校（高校）の設置

国による加配措置を利用し、高等学校 6 校<sup>\*</sup>において、通級による指導を実施している。

※水戸南、結城二、荃崎、高萩、鹿島灘、竜ヶ崎南

### (2) 特別支援学校センター的機能の充実

#### ① 特別支援教育巡回相談、専門家派遣

##### ア 巡回相談

特別支援教育巡回相談員<sup>\*</sup>が、地域の小・中学校、高等学校等における指導内容や合理的配慮に関する相談に対し、援助・助言を行う。

※県立特別支援学校教員

##### イ 専門家派遣

より専門的な助言が必要な場合は、大学教授等の専門家を派遣し、講義または助言等を行う。

#### ◆2022 年度巡回相談実施状況

(単位：件)

幼稚園 保育園	小学校	中学校	義務教 育学校	中等教 育学校	高等 学校	教育委 員会等	合計
1,887	2,261	598	130	38	259	960	6,133

## ◆2022年度専門家派遣実施状況

(単位：件)

幼児教育 施設	小学校	中学校	義務教育 学校	高等 学校	その他(市 町村教育委員会 等)	合計
32	20	8	0	7	1	68

## ② 特別支援教育担当者の資質向上

## ア 新任特別支援教育担当教員研修

新任特別支援学級又は通級指導教室担当教員を対象に、特別支援教育の考え方や指導・支援方法等について、研修を実施する。

## イ 高等学校等特別支援教育推進研修

高等学校等特別支援教育コーディネーター及び第1学年（中等教育学校は4年次）主任を対象に、校内支援体制の構築や具体的な支援方法等について、専門家による研修を実施する。

## ウ 特別支援教育指導者専門研修、教育支援（就学）担当者専門研修

市町村教育委員会指導主事等を対象に、特別支援教育に関する専門的な知見や就学相談の在り方等に関する研修を実施し、小・中学校等への指導に生かす。

## エ 巡回相談員専門研修

小・中学校、高等学校等への相談・援助に関する実践的な知識・技能を身に付け、特別支援教育巡回相談員としての専門性向上を図る。

## (3) 県立特別支援学校の教育環境整備

2020年2月に策定した「県立特別支援学校教育環境整備計画～いばとくプラン～」に基づき、教室不足が著しい学校を対象に校舎増築や通学区域の変更などを実施する。

## ◆対応状況

学校名	不足教室数 (ピーク)	対応状況	不足教室数 (対応後)
水戸飯富	19室	通学区域の一部を内原特へ変更(2022.4～)	5室※
内原	5室	高等部の設置・校舎増築：供用開始(2022.4～) 通学区域の変更(2022.4～)	0室
鹿島	16室	校舎増築：供用開始(2022.4～)	0室
つくば	17室	校舎増築：供用開始(2023.4～)	0室

※ 水戸飯富の児童生徒数は通学区域変更等により今後逡減し、教室不足は解消されていく見込み。

### 3 今後の対応・改善の方向

#### (1) 通級指導体制の強化

- 小・中学校等における「巡回型」通級指導教室の指導体制の構築を推進する。
- 新任特別支援学級又は通級指導教室担当教員を対象に、特別支援教育の考え方や指導・支援方法等についての講義に加え、動画配信による研修を実施し、担当教員の実践力向上を図る。
- 高等学校における通級指導の充実のため、加配教員の拡充について、国への要望を継続していくほか、現在通級による指導を実施している学校の取組を検証し、高等学校における通級による指導の在り方について研究していく。

#### (2) 市町村教育委員会への支援の充実

- 集合指導訪問に加え、新たに指定校訪問を実施し、小・中学校等における特別支援教育の状況等の把握、個々の障害の状態等に応じた適切な学びの場の検討に係る助言、授業の改善・充実に関する指導・助言を行う。

#### (3) 特別支援学校センター的機能の強化

- 県立特別支援学校が地域連携協議会を設置し、特別支援教育に関する連携体制を整備することにより、地域の特別支援教育に係る課題やニーズの把握、方策等に関する協議等を通じてセンター的機能の強化を図る。
- 県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを、各市町村教育支援委員会に派遣し、個々の教育的ニーズに応じた適切な学びの場の決定及び継続的な見直しを促進する。

#### (4) 県立特別支援学校の教育環境整備

2020年2月に策定した「県立特別支援学校教育環境整備計画～いばとくプラン～」に基づき、引き続き教室不足が著しい学校を対象に校舎増築や通学区域の変更などを実施する。

##### ◆校舎増築計画

対象校	増築校舎 供用開始年度	不足教室数		
		2024年 (対応前)	2025年	2026年 (対応後)
協和特別支援学校	2025	17	0	0
結城特別支援学校	2025	13	0	0
土浦特別支援学校 (石岡特別支援学校※)	2025	8	0	0
境特別支援学校	2026	14	15	0
伊奈特別支援学校	2026	12	12	0
美浦特別支援学校	2026	5	7	0
計 (6校)		69	34	0

※ 土浦特の敷地狭隘のため、通学区域の一部を石岡特に変更の上、石岡特に増築。



第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

3 誰もが教育を受けることができる社会づくり

(5) 困難を抱える子どもへの支援

(福祉部、産業戦略部、教育庁)

令和 5 年 6 月 2 1 日 (水)

## (5) 困難を抱える子どもへの支援

### 1 現状と課題

#### (1) 生活困窮世帯等への支援

- 国調査によると、全体では7人に1人の子ども、ひとり親家庭では2人に1人の子どもが貧困状態\*にある。

※17歳以下の子どもで、世帯1人あたりの可処分所得が一定基準（約120万円）に満たない子どもの割合

- 県内の子どもの貧困の実態に関する調査を行ったところ、貧困家庭に属する子どもは一般的な家庭と比較して、授業の理解度や自己肯定感が低い傾向が見られた。

(参考1) 学校の授業について、ほとんどわかる、だいたいわかると答えた割合

	所得122万未満	所得122～243万	所得244万未満
小学5年生	65.6%	82.5%	88.7%
中学2年生	51.2%	64.7%	75.8%

(参考2) 自分は価値のある人間だと思うかという問いに「とてもそう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた割合

	所得122万未満	所得122～243万	所得244万未満
小学5年生	50.8%	61.4%	69.7%
中学2年生	51.2%	62.2%	63.8%

(参考1、2とも「茨城県子どもの生活実態調査」(2018年)より)

- 貧困の連鎖を防止するため、貧困世帯の子どもに学習支援を行うほか、居場所づくりや日常生活支援、保護者への養育支援を通じた包括的な支援を行う必要がある。

#### (2) ひとり親家庭等への支援

- ひとり親世帯の過半数を占める母子家庭は特に非正規労働者の割合が大きく、転職の意向も強い。子育てがしやすい労働環境を整備するとともに、本人の希望に沿った就職・転職が実現するように支援を実施する必要がある。

- 2021年度の高等学校等卒業者の卒業後の進路は、全世帯では進学が79.5%、就労が16.0%となっている。

一方、ひとり親世帯では、母子家庭の22.2%、父子家庭の36.1%が就労しており、就労する卒業者が多い。

(参考3) 高等学校卒業後の進路内訳 (2021年) (単位：%)

区分	進学	就労	その他
全世帯 (全国) ※1	79.5	16.0	4.5
母子家庭 (全国) ※2	65.2	22.2	12.6
父子家庭 (全国) ※2	56.5	36.1	7.4
全世帯 (茨城) ※1	76.0	19.7	4.3

※1 出典：学校基本調査 2 出典：全国ひとり親世帯等調査

- ひとり親世帯や生活保護世帯の子どもは、高等学校卒業後の進路に就労を選択している者が多い。本人の就労希望に沿った就職が実現し、雇用のミスマッチが発生しないように、ハローワークと連携し、丁寧な支援に取り組む必要がある。

### (3) ヤングケアラーへの支援

- 令和4年度にヤングケアラー実態調査を行ったところ、ケアをする子どもや家族がヤングケアラーと認識していない、他人に知られることを望まないなど潜在化する傾向が見られた。

(参考4) 世話について相談したことがない理由(複数回答)

	誰かに相談するような悩みではない	家族外の人に相談するような悩みではない	家族のことも話にくい	相談しても状況が変わると思わない	その他
小学6年生	64.8%	-	10.9%	14.8%	27.4%
中学生	72.2%	16.3%	7.9%	15.8%	38.9%
高校生	70.3%	12.4%	8.5%	17.3%	33.5%

## 2 施策の方向性

### (1) 生活困窮世帯等への支援

(福祉部所管分)

- 子どもの学習支援を、県内ほぼ全ての市町村において実施。(※)  
 〈子どもの学習・生活支援事業(実施主体: 県(郡部)、市)〉
  - ・授業内容の理解度向上のためのフォローアップ等を行い、学習習慣の確立や、学習意欲の向上を図る。
  - ・また、学校・家庭以外の居場所としての場を活用し、生活習慣の形成を図るほか、保護者からの相談に応じ、助言を行うなど、育成環境の改善を支援。
- (※) 子どもの学習・生活支援事業(厚生労働省補助事業)のほか、文部科学省補助事業や自主事業が取り組まれている。

(教育庁所管分)

- 社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)を、支援を必要としている学校等に派遣。児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒を支援。
- 高等学校等において、生徒がその授業料に充てるための就学支援金を支給
- 高校生等がいる低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給
- 大学・短期大学・専門学校生等向けに、国が貸与型、給付型の奨学金をそれぞれ

用意。2020年度から、給付型奨学金の対象や支給額が拡大されており、県の貸与型奨学金と併せて、保護者等へ周知。

- ア 公立高等学校等就学支援金事業【再掲】
- イ 公立高等学校等奨学給付金事業【再掲】
- ウ 各種貸与型奨学金【再掲】

## (2) ひとり親家庭等への支援

### (福祉部)【再掲】

- ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、給付金の支給、貸付の実施
  - ア 児童扶養手当給付費の支給
  - イ 低所得の子育て世帯に対する特別給付金
  - ウ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
  
- ひとり親家庭の家事負担等の軽減に向けた支援の実施
  - ア ひとり親家庭等日常生活支援事業
  - イ 子ども食堂応援事業
  
- ひとり親家庭の自立に向けた支援の実施
  - ア 母子父子自立支援プログラム策定事業
  - イ 高等職業訓練促進給付金等事業

### (産業戦略部)

- いばらき就職支援センターの運営  
求職者の雇用の安定を推進するため、いばらき就職支援センターにおいて、専門のキャリアカウンセラーが就職相談、キャリアカウンセリング、職業紹介までの一貫した就職支援を実施。

(参考) いばらき就職支援センター実績 (単位：人)

	延べ利用人数	就職内定人数 (内職含む)
2019年度	21,966 (574)	1,462 (34)
2020年度	18,166 (622)	924 (32)
2021年度	19,295 (821)	924 (38)
2022年度	20,842 (562)	1,071 (31)

※ () 内の数字は母子世帯・父子世帯・生活保護世帯の者の数

- 女性の再就職支援  
ハローワークで受講が必要と認められた方に対し、再就職を目指すための職業訓練(国からの委託事業)を実施するとともに、育児等により離職した女性が受講しやすいコースを設定することにより、女性の再就職を支援。

○ 「自営型テレワーカー」の養成

新しい働き方として、仕事と家庭の両立を図りながら、在宅での就業を希望する女性を支援するため、オンラインなどでデジタルスキルを習得し、「自営型テレワーカー」として働くためのスキルやマインドを学ぶ講座を開催。

**(3) ヤングケアラーへの支援**

○ 学校等における認知度向上・理解促進の取組

本人に支援が必要だという認識を促し、相談につなげられるよう、児童・生徒がヤングケアラーについて学ぶリーフレットを作成し、学校のホームルーム等で活用。

○ 地域におけるケアラー相談支援体制と連携の強化

- ・ 市町村におけるヤングケアラー支援の相談窓口を明確にしたほか、ヤングケアラーを把握した学校等と市町村等の支援機関が情報共有・連携して、適切な支援を提供できる体制整備を図る。
- ・ 市町村、福祉、介護、教育等の関係機関が一同に集まり、情報交換や事例検討を行う合同研修会を開催。
- ・ 地域の民生委員・児童委員や社会福祉協議会等に対して、ヤングケアラー支援をテーマとする出前講座を実施。

**3 今後の対応・改善の方向**

**(1) 生活困窮世帯等への支援**

- 子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成される環境を整備する。

**(福祉部)**

- より効果的な学習支援がなされるよう、行政職員や支援員を対象に、事例検討を行う研修会を開催するなど、関係者の資質向上に取り組んでいく。

また、事業推進に当たっての課題についてヒアリング調査を実施し、必要な助言を行うなど、各自治体と連携しながら、学習支援事業の更なる充実を図っていく。

**(教育庁)**

- 給付金等の給付や奨学金の貸与などにより、経済状況に左右されず、すべての子ども達が教育を受ける機会を確保できるよう支援していく。
- S S W及びS S Wスーパーバイザーの更なる活用を促進するため、引き続き事業内容の周知に努める。

**(2) ひとり親家庭等への支援 (福祉部)【再掲】**

- ひとり親家庭の経済的負担や家事負担を軽減し、ひとり親家庭で育つ子供たちの健やかな育ちを支援する。

- ひとり親家庭が経済的に自立することができるよう母子父子自立支援プログラムの策定を推奨し、ひとり親それぞれの事情に応じた伴走型の支援を行う。

#### **(産業戦略部)**

- いばらき就職支援センターの運営や合同企業面接会を開催するとともに、リスクリングを推進するための環境整備に取り組み、求職者の雇用の安定を図る。
- 働き方改革の優良企業の認定や優良事例の紹介、「自営型テレワーカー」として働くための講座の開催等により、仕事と両立して安心して子どもを育てられる労働環境づくりを促進する。

#### **(3) ヤングケアラーへの支援**

- 学校等で把握されたヤングケアラーを、必要な支援につなげるため、地域における相談支援体制と連携の強化に取り組んでいく。

第 2 回 誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり  
調査特別委員会資料

3 誰もが教育を受けることができる社会づくりについて

(6) 急増する不登校への対策

(教育庁、総務部)

2023年6月21日(水)

## (6) 急増する不登校への対策

### 1 現状と課題

【不登校児童生徒数（1,000人当たりの不登校児童生徒数）】 単位：人

区分	2019年度	2020年度	2021年度
小学校	1,325 (9.0)	1,533 (10.6)	2,240 (15.7)
中学校	2,917 (37.8)	3,019 (39.5)	4,171 (54.4)
高等学校	659 (8.6)	552 (7.3)	583 (8.0)
計	4,901 (15.5)	5,104 (16.4)	6,994 (24.0)

【不登校の主な要因】

- ・無気力・不安
- ・生活リズムの乱れ・遊び・非行
- ・親子の関わり方
- ・入学、転編入学、進級時の不適応

- どの学校種においても、不登校児童生徒が年々増え続けている中、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒への支援として、児童生徒自らの進路を主体的に捉えて、多様な学びの機会を確保し、社会的に自立するための支援の充実を図ることが求められている。
- このため、教育相談体制の充実を図るとともに、教育支援センターや民間フリースクール等との更なる連携の推進並びに校内フリースクール設置の促進を図りながら、より効果的な支援を進めていく必要がある。

### 2 施策の方向性

#### (1) 教育相談体制の整備

##### ① SNS活用相談事業（毎日 18時～22時）

- 県内の小中高生を対象に、SNSやWEBチャットを活用した相談窓口を開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図っている。

##### ② 24時間電話等相談事業（24時間 365日）

- 子どもたちが抱える不安や悩み、不満・怒りなどを受け止め、その問題の緩和・解消を図るため、24時間体制で電話等による相談を行っている。

##### ③ スクールカウンセラー配置事業

- いじめ、不登校、暴力行為等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを公立小・中・高等学校等に配置している。

##### ④ スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】

- 社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーの支援を必要としている小学校及び中学校等に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけた



り、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決力向上を図っている。

(参考) 事業実績

区分	2021 年度	2022 年度
SNS活用相談事業 (相談件数)	2,976 件	3,558 件
24時間電話等相談事業 (相談件数)	8,323 件	8,552 件
スクールカウンセラー配置事業 (相談件数)	40,199 件	43,096 件
スクールソーシャルワーカー活用事業 (派遣回数)	1,293 回	1,338 回

⑤ 私立学校等経常費補助事業

- 私立学校に対する経常費補助において、特別枠の配分項目に「不登校・中途退学防止のための支援」及び「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用」を設定し、私立学校の取組促進を図っている。

(2) 多様な学びの機会の確保

① フリースクール連携推進事業

- フリースクールの運営や通所を希望する経済的な事情のある世帯への経済的支援により、不登校児童生徒の学習等を支援する。

ア フリースクール運営費補助

- ・ 補助対象施設  
補助要件を満たしたフリースクールが対象
- ・ 補助限度額  
1施設あたり年間 1,000 千円を上限

イ 授業料等減免補助

- ・ 補助対象者  
住民税非課税世帯、要保護世帯及び準要保護世帯の不登校児童生徒で一定の要件に該当するフリースクールに通所を希望する児童生徒
- ・ 補助対象経費  
フリースクール授業料等
- ・ 補助限度額  
不登校児童生徒 1 人につき、1ヶ月あたり 15 千円を上限

(参考) 事業実績

区分	2021 年度	2022 年度
フリースクール連携推進事業	運営費補助 (施設数)	5 施設
	授業料等補助 (人数)	8 人
		10 施設
		13 人

## ② 校内フリースクール研究事業

- 不登校傾向にある児童生徒の校内での「居場所」として、「校内フリースクール」の設置を推進し、不登校の未然防止に努めるとともに、不登校児童生徒への学習支援の在り方について研究している。
- 現在、教員を加配し、つくば市立谷田部中学校（2022～）、坂東市立猿島中学校（2023～）の2校のパイロット校を設置している。

## 3 今後の対応・改善の方向

- 不登校の未然防止のため、各学校においては、日常の観察、生活ノート等のやりとり、アンケート、教育相談等による児童生徒の状況把握に努めるとともに、引き続き、各種相談体制の充実を図り、児童生徒の心のケアに取り組む。
- フリースクール連携推進事業や校内フリースクール研究事業の成果の共有を通して、多様な学びの機会を確保するとともに、不登校児童生徒がより多くの教職員、保護者、地域の人々等と関わるようにし、社会性や人間性の伸長につなげる支援に取り組んでいく。